

殺菌剤
兼商モレスタン水和剤
キノキサリン系水和剤

平成29年2月23日付けで以下の通り適用拡大されました。

【変更内容】

- 作物名「かんきつ(みかんを除く)」を追加する。

太字が追加部分です。

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	キリリン系を 含む農薬の 総使用回数
きゅうり	うどんこ病	2000～4000倍	100～ 300L/10a	収穫前日まで	3回以内	散布	3回以内
	コナジラミ類	2000倍					
トマト	コナジラミ類	1500～2000倍		収穫前日まで	5回以内		5回以内
	トマトサビダニ						
すいか	うどんこ病	2000～4000倍		収穫3日前まで	10回以内		10回以内
メロン							
まくわうり かぼちゃ							
ピーマン	うどんこ病	2000～3000倍		収穫前日まで	3回以内		3回以内
なす	うどんこ病						
しそ	ハダニ類	3000倍		収穫10日前まで	2回以内		2回以内
にがうり	うどんこ病	2000倍		収穫前日まで			
オクラ	ハダニ類	3000倍		収穫前日まで	2回以内		2回以内
いちご	うどんこ病		3000～4000倍				
かき	うどんこ病	1500倍	200～ 700L/10a	収穫30日前まで	3回以内	3回以内	
みかん	ハダニ類	1000～2000倍		収穫7日前まで			
	かんきつ (みかんを除く)	ハダニ類		1000～2000倍	収穫30日前まで	1回	1回
みょうが(花穂)	ハダニ類	3000倍	100～ 300L/10a	収穫前日まで	3回以内	散布、 但し花穂の発生期に はマルチフィルム被 覆により散布液が直 接花穂に飛散しない 状態で使用する	3回以内
みょうが(茎葉)				みょうが(花穂) の収穫前日まで 但し、花穂を収 穫しない場合に あつては開花期 終了まで			
はすいも(葉柄)				収穫前日まで			
食用さくら(葉)				うどんこ病			
桑	ハダニ類	1000～2000倍	200～ 700L/10a	発生初期	10回以内	散布	10回以内
	裏うどんこ病	2000倍					
花き類・観葉植物 (カーネーションを除く)	うどんこ病	2000～3000倍	100～ 300L/10a	発病初期	10回以内	散布	10回以内
カーネーション	ハダニ類	1000倍		発生初期			
樹木類 (こでまり、ポインセ チア、やなぎを除く)	うどんこ病	2000倍	100～ 700L/10a	発病初期	10回以内	散布	10回以内
こでまり		2000～3000倍					
ポインセチア	コナジラミ類	1000～2000倍	100～ 700L/10a	発生初期	10回以内	散布	10回以内
やなぎ	うどんこ病	2000倍		発病初期			
		ハダニ類	1000倍	発生初期			

作物名	適用場所	適用病害虫名	使用量	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	キリリン系を 含む農薬の 総使用回数
ピーマン	温室、ガラス室、 ビニールハウス等 密閉できる場所	うどんこ病	20g/100m ³ (50m ² ×2m)	—	収穫前日まで	3回以内	くん煙	3回以内
きゅうり			50～100g/10a					
メロン			100g/10a	5L/10a	収穫3日前まで	10回以内	常温 煙霧	10回以内

< 使用上の注意事項 >

【変更前】

(3)みかんの盛夏高温時での散布は、薬害を生ずるおそれがあるので使用をさけること。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

(1)ボルドー液等アルカリ性薬剤との混用はさけること。

(2)盛夏の高温時及び、施設内の高温時での使用は、薬害を生じるおそれがあるので、所定範囲内での低濃度で使用すること。又、定植直後や幼苗、軟弱苗等には使用しないこと。

(3)かんきつの盛夏高温時での散布は、薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。

(4)いちごの収穫間近（果実が白味をおびる頃）での散布は、薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。

(5)コナジラミ類に対しては2令幼虫～成虫に対する効果は低いので発生初期の卵の多い時期に散布すること。

(6)本剤をはずいも（葉柄）に使用する場合、葉面の薬液溜まりの部分に褐変を生じることがあるので注意すること。

(7)蚕に対して影響があるので、桑に使用后5日間は蚕に桑葉を給餌しないこと。

(8)樹木類に使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので、開花期及び新葉展開期の使用をさけること。

(9)本剤の連続使用は、ハダニ類の薬剤抵抗性の増加や薬剤耐性菌の出現等により効果が減ずるおそれがあるので、過度の連用をさけ、他の薬剤との輪番で使用すること。

(10)ハウス等の常温煙霧又はくん煙用として使用する場合は特に次の事項に注意すること。

1) 煙霧用として使用する場合は、専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用にあたっては病虫害防除所等関係機関の指導を受けること。

2) くん煙用として使用する場合は、専用のくん煙器（蒸散器）により所定の方法でくん煙すること。

3) 作業はできるだけ夕刻行ない、作業終了後煙霧の場合は6時間以上、くん煙の場合は12時間以上密閉しておくこと。できれば翌朝までそのままとし、開放後十分換気して入室すること。

4) 作業中及びハウスの密閉中は室内に入らないこと。やむを得ず入室する場合は防護マスク、長袖作業衣、手袋等を着用すること。

(11)ポインセチアに使用する場合、品種によっては苞葉に薬害を生じることがあるので、苞葉着色後の使用はさけること。

(12)適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。